

リサイクル制度等普及啓発事業委託業務 プロポーザル企画提案に係る説明書

1 委託業務

(1) 委託業務の名称

リサイクル制度等普及啓発事業委託業務

(2) 業務の目的

北海道認定リサイクル製品及び北海道リサイクルブランド（以下「認定製品」という。）について、道民及び事業者に対し、各種媒体（テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、Web、SNS、動画など）、展示会、パンフレット等により、効果的な普及啓発を行うことで、認定製品の認知度向上と3Rの取組推進に向けた意識の向上を図る。

(3) 委託業務内容

ア 認定製品、3Rの取組及び循環税制度等に関する情報発信

各種媒体を効果的に活用して、次のとおり、道民・事業者向けのPRを行うこと。

なお、実施にあたっては、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌に限らず、Web、SNS、等の媒体を活用するなど、効果的な周知方法を提案すること。

(ア) 3R推進月間（10月）

道民向けに「身近な認定製品とリサイクル」をテーマとして認定製品をはじめとする再生品の利用促進について効果的な周知を行うこと。

(イ) 廃棄物適正処理推進月間（12月）

事業者向けに認定製品の利用促進及び3Rの取組の推進を図るとともに、循環税制度等の効果的な周知を行うこと。

(ウ) 年間を通じて

認定製品や3Rの取組及び循環税制度等を紹介する媒体を制作すること。

（既存の「北海道認定リサイクル製品・リサイクルブランド Web 展示会 2021」を活用・改編し、最新版に更新又は新規制作等。）

改編・制作する際には、道が所有する既存のデータ等の活用やリサイクル認定事業者が所有する既存データの活用をすることを可とし、Web展示会を制作する際には、認定製品を紹介する新たな動画などを制作し、道民に対し、リサイクル製品の利用促進、3Rの取組を理解してもらうよう効果的な周知を行うこと。

また、循環税制度等を効果的に周知し、理解度向上、活用推進を図ること。

なお、情報発信にあたっては、気候変動対策に係る取組やプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック新法」という。）等、昨今の環境政策を加味したものとすること。

イ 展示会への出展、展示

(ア) 出展目的及び出展する展示会

認定製品の利用促進や3R活動の必要性、循環税制度等について幅広く周知す

るため、次の展示会へ出展すること。

なお、実施方法は、実展示を基本とし、新型コロナウイルスの感染拡大による展示会の中止等を想定した代替案（Web 展示会等）をあわせて提案すること。

① 北海道技術・ビジネス交流会（ビジネスE X P O（アクセスサッポロ））

目的：来場する事業者を対象に、認定製品の利用促進、認定制度、循環税制度等の周知を行うほか、3Rに関する取組の必要性を周知する。
また、展示会と同会場で開催する「資源リサイクルセミナー（循環資源の有効活用に関する講演会）」において、オンライン配信に係る機材の借り上げなどの運営支援を行う。

② エコプロダクツ（東京ビッグサイト）

目的：道外の事業者等を対象に、ブランド製品等のPRを行い、北海道で製造された認定製品の利用促進と認定制度の周知を図る。

(イ) 出展する認定製品の選定と借り上げ

認定製品の製造事業者に対し、展示会への積極的な参加と、自らの製品PRを行うよう促すとともに、出展用の認定製品やデータを借り上げること。

(ウ) 展示ブース等の借り上げ

出展に必要な展示ブースと備品類（椅子、テーブル、間仕切り等）を展示会主催者等から借り上げること。

(エ) 展示ブースに展示する物品の制作等（各展示会での共用可）

① 展示ブースレイアウトの制作

各展示会の対象者に応じた工夫をすること。

② 啓発資材等の制作、活用

- ・既存のデータ等を活用し、改編を含め制作すること。
- ・道が保有する次の啓発資材を必要に応じて提供、貸与するので活用を検討すること。（別添参照）

ア パネル

- ・北海道リサイクル製品認定制度紹介パネル（B1 サイズ×2枚）
- ・北海道リサイクルブランドパネル（B2 サイズ×4枚）
- ・北海道認定リサイクル製品パネル（(W135×H190mm等）×認定製品数分）
- ・「3Rで暮らしを変えていこう。」パネル（B1 サイズ×1枚）
- ・「プラスチックとの賢い付き合い方」パネル（B1 サイズ×1枚）

イ のぼり

- ・北海道認定リサイクル製品等啓発のぼり（5本）

ウ 着ぐるみ

- ・北海道リサイクルイメージキャラクター「くるりん」の着ぐるみ（1体）

エ 動画データ

- ・「プラスチック・スマート 海洋プラスチックごみを減らすために私たちができること」
- ・北海道リサイクルブランドの紹介

③ PRグッズの配布

来場者配布用のPRグッズを配布するとともに、選定にあたっては、認定製

品の活用を検討すること。

- ④ その他展示会等出展に関する必要な業務

(オ) 展示ブース等の運営・管理及びPR

- ① 展示ブース等の設営
- ② 出展中の展示ブース等の管理・運営
- ③ 終了後の展示ブースの撤去
- ④ その他出展に関し必要な業務

展示にあたっては道作成の認定製品パンフレット（2種）の配布をすること。

また、新型コロナウイルス感染症の感染状況に十分留意し、国や地方自治体、関係団体等からの指針や通知等を踏まえ、必要な対策を講ずること。

(カ) アンケート調査

展示会への来場者及び認定事業者に対し、アンケート調査を実施し、集計結果を取りまとめ、分析を行うとともに、今後の効果的な普及啓発・利用促進に向けた方策を提案すること。

調査の企画にあたっては、認定製品の認知状況、展示による意識の変化、認定製品の購入に関する意識や、製品利用拡大に係る課題等について検証を行えるよう、具体的な調査項目を設定するとともに、Web等を活用するなど、回収数を確保するための実施方法を提案すること。

なお、アンケート内容は、気候変動対策に係る取組やプラスチック新法等、昨今の環境政策も加味したものとすること。

ウ パンフレット、チラシの制作

道が提供する認定製品及び循環税事業に関するデータをもとに、図、イラスト又は写真を用いて、分かりやすい文章、デザインにより認定製品等を紹介するパンフレット及びチラシを制作すること。

(ア) 規格、仕様

- A パンフレット（一般配布用）
 - 規 格：A4版、両面カラー4色、50頁
 - 部 数：3,000部
- B パンフレット（事業者配布用（ダイジェスト版））
 - 規 格：A4版、両面カラー4色、16頁
 - 部 数：5,000部
- C チラシ（事業者配布用（循環税事業の紹介））
 - 規 格：A4版、両面カラー4色、2頁
 - 部 数：1,000部

(イ) 電子データの作成

次のデータを収録したCD：1式

- a 制作したパンフレットのPDFファイル（web掲載用）
- b 版下データ

A、B：Adobe Illustrator 又はこれに準じたソフトウェアに対応するファイル

C：Word に対応するファイル

(ウ) パンフレットの内容

A パンフレット（一般配布用）

次の事項についての説明を盛り込むこととする。

1	北海道認定リサイクル製品（全製品） 及び北海道リサイクルブランド製品 の概要、一覧	① 製品名 ② 主な用途 ③ 製品の写真 ④ 原材料となる循環資源の名称 ⑤ 品質、規格 ⑥ 販売に関する事項 ⑦ 製品の使用実績工事、販売実績、価格 ⑧ 問合せ先の名称、所在地、連絡先 ⑨ その他必要な事項
2	認定制度の概要説明	① 北海道認定リサイクル製品の概要 ② 北海道リサイクルブランドの概要
3	循環税制度等の紹介	① 循環税制度の紹介 ② 循環税制度を活用して整備された施設で製造された認定製品の紹介 ③ 循環税事業の紹介

B パンフレット（ダイジェスト版）

認定製品のうち「土木・建設資材、鋼材・その他金属及び北海道リサイクルブランド」と「それ以外」の製品に分け、次の事項についての説明を盛り込む。

1	北海道認定リサイクル製品（土木・建設資材、鋼材・その他金属）及び北海道リサイクルブランド製品の概要、一覧	① 製品名 ② 主な用途 ③ 製品の写真 ④ 原材料となる循環資源の名称 ⑤ 製品の使用実績工事、販売実績 ⑥ 問合せ先の名称、所在地、連絡先 ⑦ その他必要な事項
2	北海道認定リサイクル製品（「土木・建設資材、鋼材・その他金属」とそれ以外）の概要、一覧	① 製品名 ② 主な用途 ③ 製品の写真 ④ 原材料となる循環資源の名称 ⑤ 問合せ先の名称、所在地、連絡先
3	循環税制度等の紹介	① 循環税制度の紹介 ② 循環税事業を活用して整備された施設で製造された認定製品の紹介 ③ 循環税事業の紹介

※ A、Bの制作にあたり昨年度パンフレットの電子データ（版下データ）を提供する。

C チラシ

循環税制度等のうち、次の事項についての説明をわかりやすく盛り込む。

1	循環税制度、事業の紹介	① 循環税制度の紹介 ② 循環税事業を活用して整備された施設で製造された認定製品の紹介 ③ 循環税事業の紹介
---	-------------	--

エ 環境配慮等

事業の実施に当たっては、使用する資材や制作する物品等について環境配慮に努めること。

オ 報告書の作成

情報発信の内容及び展示会の実施状況（アンケート調査結果、写真等）について取りまとめた実績報告書（2部）及びその電子媒体（1枚）を作成すること。

なお、電子媒体には情報発信及び展示会で使用した広告、パネル及び動画などの電子データ（PDF）も記録すること。

(4) 委託期間

契約の日から令和4年（2022年）3月22日（火）まで

(5) 予算額上限

11,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

2 参加資格、企画内容及び評価基準

(1) 参加資格

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

ウ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

エ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く、以下同じ）

(イ) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く）

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く）。

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ク 道内に営業・運営拠点を有すること。

(2) 企画提案項目

「企画提案書」により提出すること。

(3) 評価基準

ア 業務実施体制

- ・会社の主な業務経歴、類似業務の処理実績、業務処理体制、業務処理スケジュール、経費見積りの内容が妥当であるか。
- ・新型コロナウイルス感染症やその他の状況を考慮した業務内容等の変更が対応可能なものとなっているか。

イ 認定製品・3Rの取組・循環税制度等に関する情報発信

- ・道民向けの周知内容及び手法が、認定製品の認知度向上及び利用促進、3Rの取組に関する理解度向上を図るために、効果的な提案となっているか。
- ・事業者向けの周知内容及び手法が、認定製品及び循環税制度等の認知度向上・利用促進が図られるほか、展示会への来場を促すために、効果的な提案となっているか。
- ・気候変動対策に係る取組やプラスチック新法等、昨今の環境政策が加味されているか。

ウ 展示会への出展・展示

- ・展示のコンセプトや周知方法が、認定製品の利用促進や3Rの理解促進に効果的なものとなっているか。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大による展示会中止等も想定した効果的な代替案が提案されているか。
- ・制作するパネル・PRグッズなどのデザイン・内容が、展示目的を達成するために効果的な提案となっているか。

エ アンケート調査

- ・認定製品の認知状況や購入に関する意識、製品利用拡大に係る課題等について検証を行えるよう、具体的・効率的な調査・分析手法等が提示されているか。
- ・3Rの取組に関する理解度向上について検証を行えるよう、具体的・効率的な調査・分析手法等が提示されているか。
- ・認定事業者における認定製品のPR、販売向上に向けた取組、要望等について検証を行えるよう、具体的・効率的な調査・分析手法等が提示されているか。
- ・気候変動対策に係る取組やプラスチック新法等、昨今の環境政策が加味されているか。

オ パンフレット、チラシ

- ・認定製品に係る利用促進、循環税制度等に関する理解度向上のために、効果的な提案となっているか。

3 受託者の選定

プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において、2の（3）の評価基準に基づき審査を行い、最良の企画提案を提出した者を本業務の受託者として選定し、随意契

約の相手方の候補とする。なお、審査の結果、適当と判断される企画提案がない場合は、受託者を選定しないことがある。

4 手続等

業務委託に当たり、企画提案参加者から事前に「参加資格審査申請書」を徴取し、資格の有無を審査し、審査の結果を通知するとともに、参加資格を有するものに対し、企画提案書の提出及び審査会への出席を要請する。

(1) 担当部課

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道環境生活部環境局気候変動対策課
電話番号 011-204-5197 (直通)
F A X 011-232-4970
E-mail kikou.tekiou@pref.hokkaido.lg.jp

(2) 企画提案説明書の交付に関する事項

ア 交付期間

令和3年(2021年)5月19日(水)から同5月25日(火)まで
ただし、土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時30分まで

イ 交付場所

上記(1)に同じ

ウ 交付方法

直接交付又はホームページからのダウンロードによる
(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/tot/re/ninteiseido/proposal.htm>)

(3) 参加資格審査申請書(様式1及び様式2等)の提出

ア 提出部数 1部

イ 提出場所 上記(1)と同じ

ウ 提出期限 令和3年(2021年)5月26日(水)午後5時まで

エ 提出方法 持参又は郵送(配達証明、簡易書留、書留のいずれかによる)による (持参による提出の受付時間は、土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時30分(提出期限の日においては午後5時)まで)

(4) 企画提案書の提出

ア 提出部数 10部(1部のみ企画提案書に法人の名称を記載し、残り9部には何も記載しないこと)

イ 提出場所 上記(1)と同じ

ウ 提出期限 令和3年(2021年)6月9日(水)午後5時まで

エ 提出方法 上記(3)のエに同じ

オ その他 期限までに提出のない場合は、棄権したものとみなす

(5) ヒアリングの実施

ア 審査会において、企画提案についてのヒアリングを行うが、日時、場所、留意事項等は、別途通知する。

イ 企画提案者が5者を超える場合には、原則として、事前に企画提案書の書類のみによる一次審査を行い、その結果を通知する。

(6) 質疑等

企画提案書等の記載にあたって質疑がある場合は、次のとおり受け付ける。
ただし、審査内容に関する質問については回答しない。

ア 質問への対応方法

電子メールでのみ質問を受け付ける（提出先：(1)に同じ。）。

イ 質問の受付期限

令和3年（2021年）6月3日（木）午後5時（必着）

ウ 質問様式等

様式は自由とするが、件名を「リサイクル制度等普及啓発事業委託業務質疑」とし、本文中に事業者名、担当者名、電話番号、メールアドレスを必ず記載すること。

5 委託契約に関する基本的事項

審査の結果、特定された事業者と結ぶ委託契約は、次の事項を基本とする。

(1) 提案内容の調整

採択された提案内容は、契約締結時に修正・変更が加えられる場合がある。

(2) 見積書の提出

原則として、審査会で選定された企画提案者に対し、所定の手続きを経た上で、当該業務に係る見積書の提出を依頼する。

(3) 契約保証金

契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

なお、契約保証金の納付が免除される場合がある。

(4) 支払条件

受託者は、委託料の10分の3に相当する額の範囲内で委託料の前金払の請求をすることができる。概算払は行わない。

(5) 再委託の禁止

業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(6) 著作権等の取り扱いについて

委託業務処理に伴って生じた著作権その他の権利については、全て道に移転するものとする。

6 特定された事業者と契約の締結を行わない場合

特定事業者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該事業者とは契約の締結を行わない。

7 その他

(1) 参加資格審査申請書又は企画提案書が次のいずれかに該当する場合には、無効となることがあるので留意すること。

ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

イ 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

オ 虚偽の内容が記載されているもの。

(2) ヒアリングに参加しなかった場合には、棄権したものとみなす。

(3) 企画提案に係る経費は、企画提案を行う者の負担とする。

(4) 公募手続きにおいて使用する言語、通貨は、日本語、日本円とする。

(5) 提出期限以降における参加資格審査申請書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

(6) 企画提案の採否については、文書で通知する。

(7) 提出された参加資格審査申請書及び企画提案書は返却しない。

(8) 提出された書類は選定及び特定を行う作業に必要な範囲において複製を作成する。

(9) 業務委託した事業者の名称は公表できるものとする。

(10) 公正性、透明性、客観性を期するため、選定された企画提案書を公表することができるものとする。

(11) 企画提案書に虚偽の記載があることが判明した場合、その他、業務を遂行できない重大な事由が発生した場合は、審査会での審議の上、失格になることがある。